

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 藤 原 浩 平

副 委 員 長 赤 木 長 義

1 開催日 平成28年9月12日（月曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第143号 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

諮問第25号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第26号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第27号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第28号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	藤原浩平	委員	里村誠悦
副委員長	赤木長義	委員	小豆畑 緑
委員	竹山美虎	委員	小田桐金三
委員	葛西育弘	委員	奥谷 進
委員	藤田 誠		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	木村敏幸	環境部参事	葛西俊一
環境部理事	小松文雄	環境部参事	秋村信雄
健康福祉部長	能代谷潤治	健康福祉部次長	館山 新
健康福祉部理事	木浪龍太	健康福祉部参事	加福拓志
健康福祉部理事	浦田浩美	健康福祉部青森市保健所副所長	山口朋子
市民病院事務局長	安保明彦	市民病院事務局長	石岡尊広
環境部次長	高坂俊秋	市民病院浪岡病院参事	兼平一成
環境部参事	竹内 芳	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課副参事 横 内 英 雄

議事調査課主査 柴 田 聡

○藤原浩平委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件及び諮問4件の計5件について、ただいまから審査をいたします。

初めに、議案第143号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第143号「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

初めに、改正理由であります。防火・避難に関する規制の合理化を図る等のため、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月1日に施行され、避難階段及び特別避難階段の構造の規定に改正がありました。

この政令の施行に伴いまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行となりまして、保育室等を2階以上に設ける建物に係る避難用の屋内階段の基準等が改正されましたことから、本市の関係する条例につきまして所要の改正をするものであります。

改正内容であります。今回改正する条例につきましては、資料1ページの2番に記載のとおり3本あります。青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、文字どおり幼保連携型認定こども園の設備基準を改正するものであります。

次に、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、家庭的保育事業やいわゆる小規模保育事業、それと事業所内保育事業を行う場合の設備基準を定めているものであります。

次に、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、いわゆる保育所の設備基準を定めており、これらの3本の条例について改正するものであります。

内容につきましては、1点目といたしまして、まず、保育室等を4階以上に設ける建物について、技術の進歩等に対応するため、建築基準法施行令第123条第3項に規定いたします特別避難階段の構造方法が、資料の下の表のとおり、階段室への煙の流入防止方法については、改正前は、付室の構造で防止することとしておりましたけれども、改正後は、付室または階段室の構

造で防止すること、また、付室等の排煙設備につきましても、改正前については国土交通大臣が定めた構造方法とされておりましたが、改正後におきましてもそれに加えて、国土交通大臣の認定を受けたものも対象とするということでもあります。これらのことから、本市の条例についても同様の改正をするものであります。

次に、2ページであります。

改正点の2点目ではありますが、保育室等を2階以上に設ける建物に適用されております建築基準法施行令第123条第3項に規定いたします特別避難階段の構造方法等について、この表のとおり、屋内と階段室の連絡方法及びその構造を定めた第1号をより明確にするため、第1号には屋内と階段室の連絡方法を、第2号として階段室及び付室の構造を定めたことによりまして、第1号が第1号と第2号に分割されたことにより、改正前の第2号以降の条項が繰り下げとなったものであります。このため、当該政令を引用しております本条例に号ずれが生じたことから、これに対応するため改正をするものであります。

具体的な改正内容ですが、新旧対照表で御説明させていただきます。

まず、青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても、幼保連携型認定こども園の設備基準を定めたものであります。第19条第4号イであります。先ほど改正内容で申し上げました号ずれの改正であります。「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」と1号ずつ繰り下げております。

次に、3ページから4ページにかけてですが、第20条第3号イにおきまして、4階以上の特別避難階段の構造方法について改正するもので、これまでは「外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）」を「階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造」にその構造方法についての改正を、また、引用条文の号ずれを改正するため、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改めるものであります。

続きまして、5ページであります。

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。これは、家庭的保育事業や小規模保育事業、それと事業所内保育事業等の基準を定めているものであります。5ページの中ほどにあります第30条第4号イであり、特別避難階段の構造方法及び引用条文の号ずれについて、

先ほどの条例と同様の改正になります。

続きまして、6 ページであります。

第 49 条第 4 号イであります。この事業所内保育事業におきましては、19 人以下の小規模の場合と、保育所型と同様の 20 人以上の事業所内保育もできることとなっておりますので、その保育所と同様の事業所内保育を行う場合の基準について定めているものでありまして、特別避難階段の構造方法及び引用条文について同様の改正をするものであります。

次に、7 ページであります。

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。いわゆる保育所の設備基準を定めているもので、第 32 条第 4 号イであります。ここでは引用条文の号ずれについて改めるものであります。

また、8 ページの第 33 条第 3 号イにおいても、特別避難階段の構造方法及び引用条文の号ずれについて同様の改正をするものであります。

なお、9 ページにつきましては、参考までに特別避難階段の構造の例として写真を載せております。付室と階段の構造です。

なお、資料 2 ページですが、施行期日につきましては、公布の日からを予定しているものであります。

以上、議案第 143 号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 143 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 25 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 28 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 4 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道使用料の督促処分及び徴収処分に対する審査請求に係る諮問について御説明いたします。

初めに、審査請求に係る経過について御説明いたします。

配付資料1をごらんいただきたいと思います。

下水道使用料の徴収及び督促事務につきましては、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条第1号の規定に基づき、企業局長へ事務を委任し、水道料金と下水道使用料をあわせた納入通知書を送付するとともに、納入期限までに納入がない方につきましては督促状を送付しているところです。

このたびの審査請求は、それら下水道使用料に係る督促処分及び徴収処分に対して2名の方からそれぞれ2件ずつ計4件の審査請求が提出されております。

まず、督促処分に対する審査請求につきましては、企業局水道部営業課におきまして、それぞれの審査請求人に対し、平成28年1月分の下水道使用料納入通知書を発送したところ、納入期限までに納入されなかったことから、青森市下水道条例第30条の2の規定に基づき、下水道使用料に係る督促状を送付したところ、当該督促処分の取り消しを求める審査請求書が提出されたものであります。

また、徴収処分に対する審査請求につきましては、企業局水道部営業課におきまして、それぞれの審査請求人に対し、平成28年2月分の納入通知書を発送したところ、当該徴収処分の取り消しを求める審査請求書が提出されたものであります。

次に、これらの審査請求に係る審査庁である市の見解について御説明いたします。

配付資料2をごらんいただきたいと思います。

督促処分に係る審査請求の要旨につきましては、諮問第25号において、実費徴収が原則である督促手数料を徴収しないこととした青森市下水道条例改正が誤りであること、何に対する督促なのか特定していない本件督促状は地方自治法に規定する督促状としての要件を欠くものであることを主な理由としております。

また、諮問第26号においては、下水道使用料督促状の経費は下水道使用料滞納者から徴収するべきであること、本件督促状には督促に係る歳入科目が特定されておらず不当であることを主な理由としております。

これらに対する審査庁である市の見解につきましては、諮問第25号及び諮問第26号について、処分庁である企業局長からは、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定により、下水道使用料の徴収及び還付に関する事務を受任しており、本件督促状による処分は、関係法令等に基づき行っ

た処分である旨の弁明がなされており、督促事務の委任につきましては、市の規則に定められているため、企業局長が正当な処分権限を有する者でありますとともに、本件処分に関する事務につきましては、青森市下水道条例第30条の2の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発行するなど、同条の規定のとおり行われております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

諮問第25号につきまして、処分庁である企業局長からは、本件督促状における下水道使用料等とは下水道使用料と農業集落排水施設使用料を合わせて下水道使用料等と表記しており、この表記は、下水道使用料と農業集落排水施設使用料をともに使用場所ごとに徴収しているため、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の督促を1件の督促状で行うことはあり得ないことから行っているものであり、下水道使用者及び農業集落排水施設使用者に対し発するもの全てに統一的にこの表記をしている。審査請求人は下水道を使用していることから、本件督促状の下水道使用料等とは下水道使用料のことを指しており、地方自治法第231条の3第1項の規定に反するものではない旨の弁明がなされており、この取り扱いからすると、本件督促状における下水道使用料等との記載が違法であるとはいえず、督促状としての要件を欠いているとはいえないものと考えております。

また、諮問第26号につきまして、処分庁である企業局長からは、本件督促状は4種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容を踏まえれば、歳入科目が特定されていないとは考えていない旨の弁明がなされており、本件督促状を構成するそれぞれの文書の内容を考慮すると、4種類の文書が一体となって督促状となっていることが認められることから、本件処分が不当であるとはいえないものと考えております。

以上のことから、下水道使用料の督促処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考えられますことから、本件各審査請求につきましては、いずれも棄却することが適当であると考えております。

続きまして、徴収処分に係る審査請求の要旨について御説明いたします。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。

徴収処分に係る審査請求の要旨につきましては、諮問第27号において、青森市下水道条例で規定している下水道使用料は、下水道法で規定されている原価主義を逸脱し下水道特別会計を毀損していること、本件通知書は地方自治法施行令で記載すべしとしている項目が記載されておらず違法であることを主な理由としております。

また、諮問第28号において、督促手数料は下水道使用料算定に係る適正原価に含めるべきものではなく、現行の青森市の下水道使用料は違法であるこ

と、本件通知書を構成するそのいずれもが、地方自治法施行令の規定を満たしておらず違法であることを主な理由としております。

これらに対する審査庁である市の見解につきましては、諮問第 27 号及び諮問第 28 号について、処分庁である企業局長からは、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条の規定により、下水道使用料の徴収及び還付に関する事務を受任しており、本件通知書による処分は、関係法令等に基づき行った処分である旨の弁明がなされており、徴収事務の委任につきましては、市の規則に定められていることから、企業局長が正当な処分権限を有する者であるとともに、本件処分に関する事務につきましては、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量については争いがないこと、また、下水道使用料は青森市下水道条例第 24 条に基づき算定されていることを確認しております。

4 ページ目をごらんいただきたいと思っております。

諮問第 27 号につきまして、処分庁である企業局長からは、本件通知書は 4 種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定した要件を欠いているとは考えていない旨の弁明がなされており、本件通知書を構成する文書の内容を考慮すると、それぞれの文書が一体となって納入通知書となっていることが認められるものと考えております。

また、本件通知書における下水道使用料等とは、下水道使用料と農業集落排水施設使用料を合わせて下水道使用料等と表記しており、当局では、下水道使用者及び農業集落排水施設使用者に対し発するもの全てに統一的にこの表記をしている。審査請求人は下水道を使用していることから、本件通知書の下水道使用料等とは下水道使用料のことを指しており、地方自治法施行令第 154 条第 3 項の規定に反するものではない旨の弁明がなされており、この取り扱いからすると、本件通知書における下水道使用料等との記載が違法であるとはいえず、地方自治法施行令第 154 条第 3 項の規定のとおりであることが認められるものと考えております。

次に、諮問第 28 号につきまして、処分庁である企業局長からは、本件通知書は 4 種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定した要件を欠いているとは考えていない旨の弁明がなされており、本件通知書につきましては 4 種類の文書のいずれもが、納入通知書を構成する一つであることが認められ、これを一体としてみれば、地方自治法施行令第 154 条第 3 項の規定のとおりであるものと考えております。

以上のことから、下水道使用料の徴収処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考えられます

ことから、本件各審査請求については、いずれも棄却することが適当であると考えております。

なお、御審議の参考として、配付資料3「審査請求に係る口頭意見陳述の内容」、配付資料4「関係法令」を配付させていただいております。

説明は以上でございます。

○藤原浩平委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 質疑はないものと認めます。

各委員から、各諮問について総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。はい、葛西委員。

○葛西育弘委員 小松環境部理事のほうから説明を受けましたけれども、私は棄却でいいと思います。

○藤原浩平委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるか確認をしたいと思います。

前回諮問があった時――6月議会と同様に、1つ目に、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 2つ目に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 3つ目に、後日改めて委員会を開催し、作成した答申書（案）の内容を確認することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 後日委員会を開催する場合、9月15日午前9時から開催することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第25号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第28号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計4件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第 25 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 28 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 4 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 25 号から諮問第 28 号までの計 4 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 25 号から諮問第 28 号までの計 4 件について、市の見解は棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきものであると決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 25 号から諮問第 28 号までの計 4 件については、棄却すべきものであるとすることに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)